附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

（勘定間の資金融通）

2　会社は、当面、一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、環境大臣の承認を受けて、中間貯蔵事業勘定と環境安全事業勘定との間において資金を融通することができる。

3　前項の資金の融通は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十二月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一一三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表特定個人情報保護委員会の部事務局の項中「企画官」を「企画官　調査官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「、労働保険審査会事務室長」を削り、「、審査室長」を「、審査室長、情報システム管理室長、労働保険審査会事務室長」に、「及び」を「及び施設管理室、」に改め、「、施設管理室」を削る。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「技術総括審議官」を「技術総括審議官　核物質・放射線総括審議官」に改め、「原子力防災業務管理官」を削り、「広報室長」を「広報室長　国際室長」に、「課長補佐（総括）」を「課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」に改める。

別表備考第一項中「平成二十六年八月三十一日」を「平成二十六年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。